

『日野ハンディキャブ』 利用の手引き

日野ハンディキャブは、日野市に在住在宅の歩行が困難な方に、日常生活の利便、社会参加の促進を図るために、福祉車両での移動を行う「ドア・トゥ・ドア」のサービスです。



社会福祉法人
日野市社会福祉協議会

(平成28年4月)

1. 日野ハンディキャブとは…

「車いすを使っていると、病院に行くのが一苦労だ…」

「買い物に行きたいけど、普通のタクシーじゃ出掛けられないし…」

日野市社会福祉協議会では、一般交通機関での移動が困難な方や歩行が困難な方が、外出する際に利用できる福祉車両による登録制の移送サービス、「日野ハンディキャブ」を運行しています。



2. 日野ハンディキャブは登録制となっています

◆登録できる方

日野市内に在住在宅の方で、以下のいずれかに該当する方

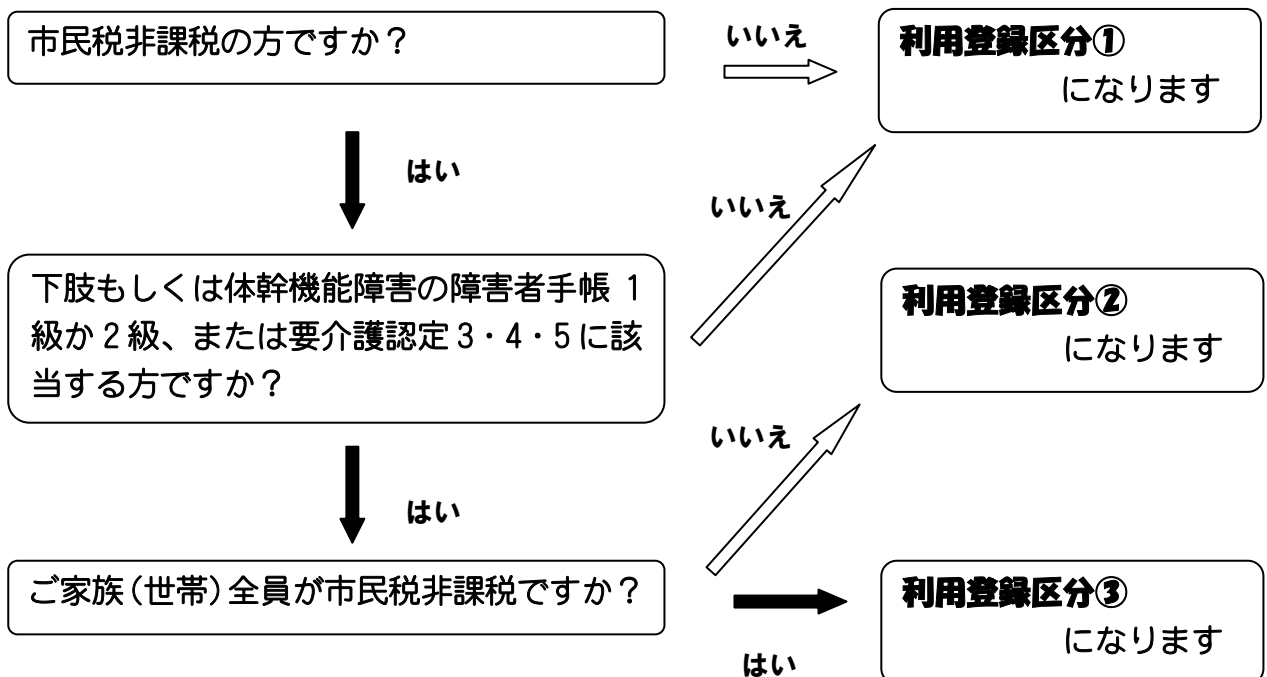
- ① 身体障害者手帳を所持している方
- ② 要介護認定を受けている方
- ③ 要支援認定を受けている方
- ④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する方

※ただし、③、④に該当する方の場合、公共の交通機関での移動が困難である方が対象となります。



◆利用登録について

利用登録の手続きの際、身体障害者手帳の内容・等級、要介護認定の度数によって、利用登録区分が異なります。



3. 日野ハンディキャブの内容について



◆利用日時

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとします。

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29から1/3）を除きます。

◆利用回数

原則、月3回まで。完全予約制です。

※予約状況によってはお断りすることもあります。

※月4回以上のご利用も可能です。ただし、利用日の一週間前から手続きをとらせていただきますので、場合によってはお断りする場合がございます。

◆利用範囲

原則、ご自宅から半径30km以内です。

※営利・宗教・政治（投票を除く）活動での利用はできません。

※30kmを超えた利用をご希望の際はご相談ください。

◆料金

登録料金 1年間（4月から翌年3月） 1,200円

※年度途中の登録の場合、当該年度末までの月数分×100円の納入をお願いします。

※一度いただいた登録料金はご返金できませんのでご了承ください。

利用料金 次ページをご覧ください。

予約料金 利用登録区分にかかわらず、1回の利用予約につき400円

待機料金 日野市内に車両を待機させる場合のみ、待機料金がかかります。
最初の10分は無料です。その後は、10分ごとに200円がかかります。

キャンセル料金 前受付日17時までに連絡のない場合、利用登録区分にかかわらず500円

その他 有料道路通行料や有料駐車場料金は実費をご負担ください。
タクシー券は利用できません。

4. 日野ハンディキャブの利用方法について

①利用登録決定通知書が届きます

職員が訪問させていただいた日から1週間くらいで、「日野ハンディキャブ利用登録決定通知書」が届きます。記載されている登録番号は、利用予約の際に必要なになりますので、大切に保管してください。



②利用予約ができます

ご利用になりたい日時が決まりましたら、利用予約をしてください。

予約受付 ☎042-582-2320

予約期間 利用日の1カ月前から1週間前まで

月～金曜日 8:30～17:00

※上記以外の時間帯は留守番電話の設定となっております。留守電話に残されたものは受付とはなりませんので、ご注意ください。

- ・お名前
- ・登録番号
- ・利用日
- ・行き先
- ・ご自宅お迎え時間
- ・行き先お迎え時間
- ・付添者の有無
- ・車いすなどの利用の有無

などをお伝えください。



なお、付添者は介助者としてご同乗いただけます。その他の目的でのご同乗や、付添者だけの利用はできません。

【注意1】キャンセルや時間変更などの連絡はお早めをお願いします。

利用日当日のキャンセルの場合、キャンセル料(500円)をいただきます。その際予約料(400円)もいただくこととなりますのでご注意ください。

【注意2】行き先が変更・追加になった場合の連絡はお早めをお願いします。

他の方の送迎など運行時間が決まっていますので、利用日当日、予約時の行き先から違う行き先への変更・追加はお断りすることがあります。

③利用日前日に予約確認の連絡をさせていただきます

ご予約いただいた利用日前日の15:00～16:30頃に予約確認のお電話をさせていただきます。なお、お留守の場合は、留守番電話に伝言を残させていただきます。



④利用日当日の流れ

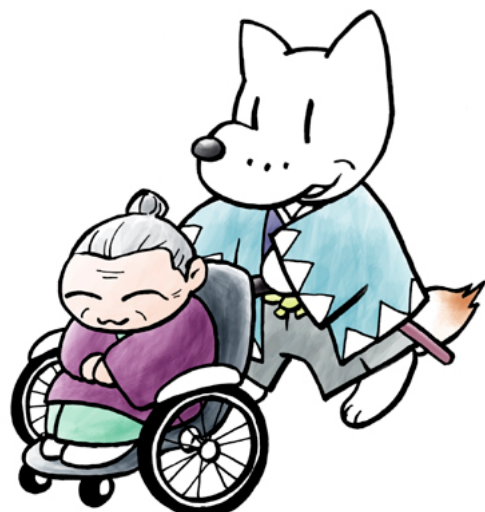
運転協力者がご自宅の玄関までお迎えに伺い、目的地の玄関までお送りします。往復でご利用の方は、帰りも同様です。

ご利用後、運転協力者が利用記録票をお渡しします。



⑤料金の支払い

ご利用後、お渡ししました利用記録票に基づき、月末締めで利用料金を請求させていただきます。ご利用いただきました翌月の15日くらいまでに請求書をお送りし、ご指定の金融機関口座より、27日（休日の場合は翌営業日）に振替させていただきます。



⚠ 利用に際してのお願い ⚠

- ◆予約状況によっては、登録者であっても予約が取れないことがあります。
- ◆運転は職員ではなく、運転協力者(ボランティア)が行っています。完全予約制で運行のため、常時待機していません。緊急でのご利用はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ◆行き先が市外の場合、車両は原則的に駐車場に駐車します。駐車場代がかかる場合、駐車料金をご負担ください。
- ◆交通渋滞や利用者の方の体調不良など不測の事態により運行予定が大幅に変更することもあります。
- ◆大雨や雪などの天候不順、災害時、その他ご利用いただく皆様の安全が確保できないと判断した場合、運行を中止させていただくことがあります。
- ◆万が一の運行中の事故については、当会で加入している保険（自動車保険・社会福祉施設総合保険）により、その限度内で補償します。





【問い合わせ先】

社会福祉法人 日野市社会福祉協議会

〒191-0011

日野市日野本町7-5-23

TEL 042-582-2320 (ご予約)

TEL 042-584-1294 (ご相談)

TEL 080-3587-6252 (早朝・夕方の必要時のみ)

利用料金について

利用登録区分によって、利用料金が異なります。ご注意ください。

	利用料金 (月3回/往復60kmまで)	ストレッチャー料金
利用登録区分 ①	初乗り2.9kmまで 400円 3km以後1kmごと 150円 ※1km以下の距離部分は四捨五入	2,500円
利用登録区分 ②	走行距離1kmごと 130円 ※1km以下の距離部分は四捨五入	1,000円
利用登録区分 ③	走行距離1kmごと 100円 ※1km以下の距離部分は四捨五入	無料

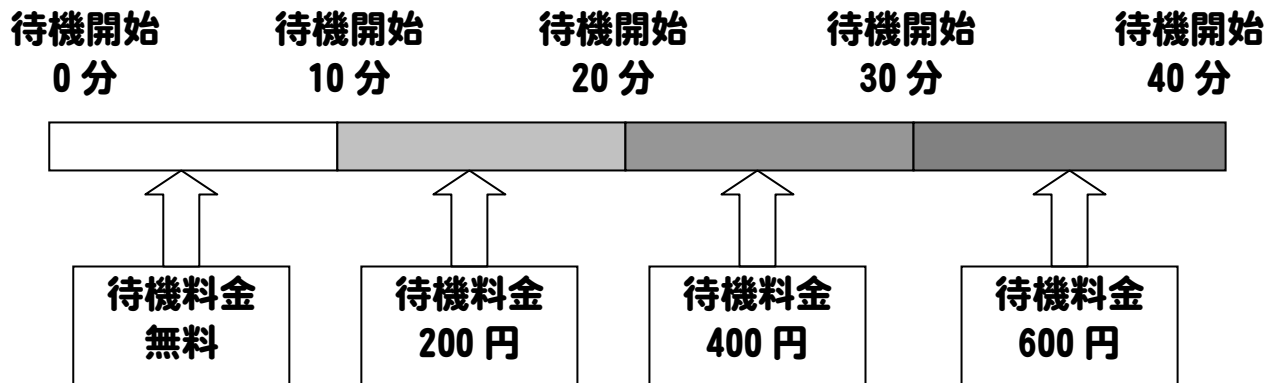
以下の場合、利用登録区分に関係なく、利用登録区分①の利用料金が適用されます。

- ・月4回目以降の利用分
- ・1回の利用で往復60kmを超える利用分



料金は金融機関口座からの自動引き落としとなります。
引き落としの確認がとれない場合、利用予約をお断りすることがあります。

待機料金のイメージ



《例1》

日野市立病院の通院の後、日野市内の△△スーパーマーケットで買い物をする際に車両を待機させると？

→待機料金がかかります。必要に応じて駐車場代をご負担ください。

《例2》

市外にある★★病院で受診するので、その駐車場に車両を待機させると？

→待機料金はかかりません。必要に応じて駐車場代をご負担ください。

《例3》

日野市立病院の通院の後、八王子市内の□□スーパーマーケットで買い物をする際に車両を待機させると？

→待機料金はかかりません。必要に応じて駐車場代をご負担ください。

※病院からもらった処方箋の薬を受け取るために、●●薬局で車両を待機させる場合は、診察に付随する処方箋の受け取りになり待機にはならないので、待機料金はかかりません。必要に応じて駐車場代をご負担ください。